

議案第7号

取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月2日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

小学校の授業休業日における放課後児童健全育成事業所の開所時間を1日当たり4時間としていた経過措置規定について、現状の放課後児童支援員の人員の確保の状況を踏まえ、経過措置の期間を5年間延長するとともに、放課後児童支援員研修の修了見込者の取扱い及び年間開所日数に関する経過措置規定を削除するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>付 則</p> <p>(開所時間に関する経過措置)</p> <p>第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第18条の規定の適用については、同条第1項第1号中「8時間」とあるのは、「4時間」とする。</p>	<p>付 則</p> <p>(職員に関する経過措置)</p> <p>第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和2年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(令和2年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。</p> <p>(開所時間及び日数に関する経過措置)</p> <p>第3条 施行日から令和2年3月31日までの間、第18条の規定の適用については、同条第1項第1号中「8時間」とあるのは「4時間」と、同条第2項中「250日」とあるのは「240日」とする。</p>

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。